

板橋区DX推進本部設置要綱

(平成12年10月20日区長決定)

(令和6年3月21日区長決定)

(目的及び設置)

第1条 板橋区がICT（情報通信技術）の活用を核としたデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて、総合的に情報化施策の調整、推進等を行うことにより、区民及び区がICTの利便性を享受できる環境を整備し、区民サービスの一層の向上、業務の効率化を図るため、板橋区DX推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 情報化施策の総合調整及び推進に関すること
- (2) 地域における情報化の推進に関すること
- (3) その他区長が必要と認める事項に関すること

(構成)

第3条 本部は、本部長、情報統括責任者（以下「CIO」という。）、最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は区長とし、本部の統括及びその意思決定を行うものとする。
- 3 CIOは副区長とし、前条に規定する所掌事務の統括及び本部長の補佐をする。
- 4 CIOは、第1条に規定する目的に関する事項全般について、ICTの専門的見地から助言を行う者としてCIO補佐官を置き、その職務を補佐させることができる。
- 5 CISOは副区長とし、区における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。
- 6 CISOは、区の情報セキュリティに関する事項全般について、専門的な見地から助言を行う者としてCISO補佐官を置き、その職務を補佐させることができる。
- 7 本部員の構成は、東京都板橋区庁議規程第2条の規定を準用する。
- 8 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要と認める者を本部員に指名することができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、CIOがその職務を代理する。
- 3 本部長は、第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、全庁LANシステムポータルサイトに設置する電子会議室又はメールで会議を主宰することができる。

(部会)

第5条 本部の下に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 情報化推進部会

(2) 情報セキュリティ部会

(3) 情報システム検討部会

- 2 部会長は、必要により部会の下に、具体的事項を検討する組織として分科会を設けることができる。
- 3 部会長は、部会員の他、必要と認める者を分科会の構成員に指名することができる。
- 4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 5 各部会について、必要な事項は要領で定める。

(庶務)

第6条 本部、CIO及びCISOの庶務は、政策経営部IT推進課において処理する。

- 2 部会及び分科会の庶務は、部会の主たる調査・検討事項を所掌する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年10月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年12月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(板橋区施設利用管理システム連絡調整会議設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 板橋区施設利用管理システム連絡調整会議設置要綱
- (2) 板橋区ホームページ用地図情報システム運営要綱
- (3) 板橋区統合型地理情報システム管理運営要綱

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。